# 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則 （平成十八年国家公安委員会規則第二十八号）

#### 第一条（信号機に関する基準）

信号機に関する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（以下「法」という。）第三十六条第二項に規定する基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

###### 一

道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であって、次のいずれかに該当するもの

###### 二

交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であって、歩行者用青信号に従って歩行者又は自転車が道路を横断することができる場合において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができることとなる信号を表示しないこととなるもの

#### 第二条（道路標識に関する基準）

道路標識に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

#### 第三条（道路標示に関する基準）

道路標示に関する法第三十六条第二項に規定する基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

###### 一

反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示

###### 二

横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

# 附　則

この規則は、法の施行の日（平成十八年十二月二十日）から施行する。

##### ２

高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める規則（平成十二年国家公安委員会規則第十七号）は、廃止する。